

策定年度	平成17年度
目標年度	平成25年度

丸亀市地域水田農業ビジョン

丸亀市地域水田農業推進協議会

策定	平成17年4月26日
一部改正	平成18年1月26日
一部改正	平成18年4月4日
一部改正	平成19年4月27日
一部改正	平成20年4月28日
一部改正	平成21年4月17日

— 目 次 —

第1 地域水田農業の改革の基本的な方向	1
—(1) 農業情勢	1
—(2) 作物振興及び水田利用の将来方向	1
—(3) 担い手の状況と担い手育成の将来方向	2
第2 作物作付や販売、担い手及び土地利用集積等の具体的な目標	3
—(1) 作物の作付及びその販売目標	3
—① 作付目標	3
—② 販売目標	3
—(2) 担い手の育成に関する数値目標	4
第3 交付金の活用方法等ビジョン実現のための手段	4
—(1)産地確立対策	4
—(2) その他の事業の活用	4
第4 担い手の明確化	4
—(1) 担い手の基準	4
—(2) 担い手リスト	4

別記 担い手リスト

第1 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 農業情勢

本市農業は、総農家戸数 4,462 戸、水田本地面積 2,500ha、農業産出額 429 千万円（第 54 次香川農林水産統計年報）となっており、農家 1 戸当たりの水田本地面積が約 56 a という規模の零細性を農地の高度利用と労働集約的な経営で補い、米麦を基幹に野菜、果樹、花き、畜産などを組み合わせた複合経営を特色としている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

①消費者・市場重視の“売れる米づくり”の推進

・水稲

当地域の水稲は、ヒノヒカリを中心に、コシヒカリ・はえぬき等の生産が行われている。

全国的に米価が低迷し、生産調整実施等の影響もあることから、当地域においても、農業生産額に占める水稲の割合は次第に低下しているものの、依然として農業の基幹作物となっている。

更に、米政策改革のもとでは、流通の多様化により、販売競争は一層激化している。

このため、具体的な販売目標に基づき、需要の動向に対応した米の生産体制の確立するため、JA香川米等の“売れる米づくり”の徹底と、販売面での取組みの一層の強化により、稲作農家の経営の安定を図るものとする。

②麦・大豆の生産振興について

・麦

当地域では、「小麦」と「はだか麦」の生産が行なわれており、重要な生産振興作物として位置づけられている。

このため、担い手を中心に規模拡大の可能な地域において一層の作付推進に努め、実需者のニーズに見合った生産と、品質の向上に向けた生産振興を図る。

・大豆

当地域の「黒大豆」については、大粒比率向上等の品質向上と共に、基本技術の励行による安定生産を図る。

③野菜・花きの生産振興について

・野菜、花き

当地域の野菜については、各地区の特徴を生かした「レタス」「アスパラガス」「たまねぎ」「なす」「いちご」「なばな」「ねぎ」「にんにく」「ブロッコリー」「キャベツ」等いくつかの産地が形成され、花きについても、「キク」の施設栽培を中心とした生産が行われている。

今後、水稲・麦と組み合わせた水田の高度利用を推進するとともに、生産施設を利用した集約型経営による効率的な経営の推進や、水田の機能を生かした生産性の高い産地づくりを図る。併せて、担い手を中心とした露地野菜の生産を推進していく。

④水田利用の将来方向

水田は、食糧の安定供給という本来の役割に加え自然環境の保全など、多面的な機能を有している。

環境と調和のとれた、活力ある水田農業の維持発展を図るには、耕作放棄地の解消や、農地の有効利用を図ることが重要である。

このため、農業者個々による維持・管理を促しつつ、担い手農業者への農用地の利用集積や集落営農への取組み等の推進や各作物の作付拡大に努め、水田の有効活用の推進を図る。

(3) 担い手の状況と担い手育成の将来方向

本市農業振興の核として、担い手育成を地域・集落単位等で取り組み、地域の特徴ある農業振興が図られるよう支援している。

本市の農業者は全市的に高齢化等の要因により、減少している状況である。

このような中、当地域の農業を担う、次世代の担い手を育成するために、

- ① 米麦等の土地利用型農業に取り組む認定農業者や、本市の特性を生かした高付加価値型の水田農業に取り組む認定農業者等、意欲ある担い手の確保・育成を図る。

認定農業者が、本市農業のリーダー的な役割を果たすよう、県農業改良普及センター、市農業委員会、J A、市担い手育成総合支援協議会等と連携しながら、経営改善計画に応じた個別指導を行い、生産性の向上、経営の複合化や高付加価値化、経営簿記等の効率化を図り、収益性の高い水田農業経営の確立を推進する。

- ② 丸亀市担い手育成総合支援協議会と連携し、特定農業団体等を支援する。

- ③ 農業就業人口の過半数以上を占める女性は、農業経営における重要な担い手である。

今後、家族協定制度の活用等により、女性がより主体的に農業経営及びこれに関連する活動に参画するための環境整備を進める。

- ④ 今後増加が見込まれる定年帰農者が、地域の担い手として農業に取り組み、生き生きと活躍できる環境づくりを目指す。

第2 作物作付けや販売、担い手及び土地利用集積等の具体的な目標

(1) 作物の作付け及びその販売目標

① 作付計画

(単位: ha)

作物名	品種名 (野菜:種類)	現在の状況 (20年度)	目標年度	
			21年度	25年度
水稲	ヒノヒカリ	1,255	1,268	1,268
	コシヒカリ	138	139	139
	はえぬき	77	78	78
	その他	48	49	49
	計	1,518	1,534	1,534
麦	小麦	140	126	226
	はだか麦	122	127	226
	計	262	253	452
大豆	黒大豆	6	7	8
	計	6	7	8
野菜	レタス	41	42	43
	アスパラガス	13	13	14
	たまねぎ	8	6	7
	なす	2	2	3
	いちご	8	8	9
	なばな	11	11	13
	ねぎ	8	8	9
	にんにく	6	6	7
	ブロッコリー	6	7	8
	キャベツ	28	29	31
	計	131	132	144
花き	キク	8	8	8
	計	8	8	8

② 販売計画

作物名	品種名 (野菜:種類)	現在の状況 (20年度)	目標年度	
			21年度	25年度
水稲	ヒノヒカリ	3,016	3,048	3,048
	コシヒカリ	332	335	335
	はえぬき	185	187	187
	その他	114	115	115
	単位:t 計	3,647	3,685	3,685
麦	小麦	591	480	850
	はだか麦	514	460	800
	単位:t 計	1,105	940	1,650
大豆	黒大豆	11	11	12
	単位:t 計	11	11	12
野菜	レタス	801	924	950
	アスパラガス	123	130	140
	たまねぎ	357	240	280
	なす	113	115	135
	いちご	205	240	270
	なばな	83	90	105
	ねぎ	160	165	180
	にんにく	54	55	63
	ブロッコリー	66	77	88
	キャベツ	1,120	1,160	1,240
	単位:t 計	3,082	3,196	3,451
花き	キク	2,410	2,400	2,400
	単位:千本 計	2,410	2,400	2,400

※ 麦・たまねぎ・にんにくの面積は、当該年度産の作付面積

※ 年度内に複数回作付する作物は、延べ作付面積

(2) 担い手（認定農業者）の育成に関する数値目標

	現状 (平成20年度末)	目標	
		(平成21年度末)	(平成25年度末)
担い手（認定農業者）	81経営体	85経営体	90経営体

◎ 担い手への農用地の利用集積に関する基本方針

遊休農地の利活用や保全管理の適正化は、社会環境を維持する上からも重要であることに鑑み、担い手リストを活用し、農地の流動化を推進することで農地の集積を促進する。

また、認定農業者において、平成21年3月末時点での農家基本台帳における所有地及び借入地の面積は268haであり、平成25年度末においての目標面積は280haとする。

第3 交付金の活用方法等ビジョン実現のための手段

(1) 産地確立対策

需要の動向に対応した米の生産体制の確立を図りながら、水田農業の構造改革の推進や、水田を活用した作物の産地確立を推進する。

- ・ 麦は、水稲で使用する機械施設等を利用でき、生産コストの低減と、経営規模の拡大が可能であり、地域での水田の活用と維持が比較的容易であるため、作付拡大や品質向上を推進し、支援する。

また、本市の中心的振興作物と位置付け、担い手育成とともに、産地確立対策として推進し、支援する。

- ・ 本市のレタス・アスパラガス・たまねぎ・なす・いちご・なばな・黒大豆・ねぎ・にんにく・ブロッコリー・キャベツは、作付維持・拡大や品質向上を推進し、支援する。
- ・ 米の生産調整の確実な実施のため、生産調整実施者に対して支援する。

(2) その他の事業の活用

国や県の補助事業などを積極的に取り入れ地域水田農業ビジョンの実現化を目指す。

第4 担い手の明確化

(1) 担い手の基準

担い手の基準については、以下のとおりとする。

- ◎ 丸亀市認定農業者（水田台帳登録農業者）
- ◎ 営農集団

(2) 担い手リスト

別記